



## すべての人が安心して暮らせるように

厚生労働省が行った国民生活基礎調査によると、平成21年度の全国の相対的貧困率（年間所得112万円未満の人の割合）は16・0%で年々増加している傾向にあり、OECD（経済協力開発機構）加盟30か国の中で、日本は4番目に高い状況となっています。竹原市では、平成21年3月に策定した第5次総合計画において、「低所得者福祉の充実」を基本方針として掲げ、生存権保障のための「生活保護制度」、「住宅手当緊急特別措置事業」などを実施しています。

### 生活保護制度

生活保護制度は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その

困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

生活保護を受けるためには、各人の能力に応じた最善の努力をすることが先決です。最善の努力をしてもなお最低生活が営めない場合に、はじめて生活保護が行われます。

そのため、生活保護の認定は、要保護者（生活困窮者）の申請に基づいて、厚生労働大臣の定める基準や年齢・健康状態などの様々な事情を考慮して決定されます。

また、市では、自立支援相談員の配置や、自立支援プログラム（就労支援・退院支援・多重債務解消支援など）の策定など、個々の実情に即した適切な自立に向けた支援を行っています。

### 住宅手当緊急特別措置事業

市では、離職している人で、就労能力や意欲がある人のうち、住宅を喪失している、または喪失するおそれのある人に対して、住宅手当を支給しています。

申請時に次の要件すべてに該当する人が対象となります。

- ①平成19年10月1日以降に離職した人
- ②離職前などに主たる生計維持者

であった人

③生計を共にする同居の親族の収入・預貯金が一定基準以下である人

④ハローワークに求職申し込みを行い、一定の求職活動を行っている人

⑤国の雇用施策による貸付や給付及び自治体等が実施する類似の貸付などを受けていない人

支給額は、単身世帯は3・3万円、複數世帯は4・3万円を上限とし、貸主又は委託事業者へ支払われます。

※いずれの場合も収入に応じて調整されることがあります。

### ご相談ください

市では、すべての人が安心して暮らせるよう、生活に困窮する人の相談などに応じています。相談や申請の秘密は守り、必要に応じて各種制度などを案内してまいります。一人で悩まず、ご相談ください。

### 問い合わせ

福祉課保護係  
☎ 22-17742



## 「人権のまち竹原」 市民研究集会 東日本大震災 ～「原発を問う」～

日時 8月25日（土）13時30分～15時

場所 勤労青少年ホーム 3階軽運動場 ※入場無料。

講師 被災地NGO協働センター 代表 村井 雅清さん

講師プロフィール 1950年神戸市生まれ。神戸の港湾に8年間就業した後、阪神淡路大震災発生まで長田のケミカル業界に従事。震災後、「ぐるうぶ“えん”」事務局長として、「たった一人の命・くらし」を見つめる救援活動に取り組む一方「被災地NGO協働センター」の代表となり、現在に至る。震災後、国内外の災害に対する支援活動にも尽力し、海外では過去48回にわたってコーディネーター役を務める。



問い合わせ 人権センター ☎ 22-3726